

広島県医師会・日本医師会会費等賦課額一覧表

広島県医師会費・広島県医師会医師賠償責任保険（100万円保険）保険料

令和8年4月1日改定

会員種別		会費等種別	年額合計	年額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A	開業医	広島県医師会費	234,010	228,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
		医賠償保険料※		6,010	500	510	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	介護老人保健施設や 介護老人福祉施設の管理者	広島県医師会費	31,510	25,500	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125
		医賠償保険料		6,010	500	510	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
B	勤務医	病院・診療所の長（施設長）	広島県医師会費	29,510	25,500	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125
			医賠償保険料		4,010	330	380	330	330	330	330	330	330	330	330	
	上記以外の勤務医	広島県医師会費	23,510	19,500	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	
		医賠償保険料		4,010	330	380	330	330	330	330	330	330	330	330		
C	研修医・広大大学院生	広島県医師会費	8,010	4,000	250	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	
		医賠償保険料		4,010	330	380	330	330	330	330	330	330	330	330		

（単位：円）

※医賠償保険料（広島県医師会医師賠償責任保険 [100万円保険]）の年間保険料は年度毎に変動する可能性があります。原則全員加入としますが、保険加入が不要の場合はお申し出ください。

※会費減免申請をされた会員は、医学部卒業後の5年間、広島県医師会会費減免（無料化）となります。なお、その期間を経過した臨床研修医（C会員）についても、免除の対象となります（令和7年9月2日開催の第7回理事会で承認、令和8年6月の代議員会にて報告予定）。

日本医師会費

令和8年4月1日改定

会員種別		会費年額	Ⅰ期				Ⅱ期				Ⅲ期				
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A①	開設者及び管理者	126,000 (66,000)	42,000 (22,000)				42,000 (22,000)				42,000 (22,000)				
A②(B)	医賠償保険加入の勤務医	31歳以上	64,000 (36,000)				21,000 (12,000)				21,000 (12,000)				
		30歳以下	39,000 (11,000)				13,000 ( 4,000)				13,000 ( 4,000)				
A②(C)	医賠償保険加入の研修医	21,000 (15,000)	7,000 ( 5,000)				7,000 ( 5,000)				7,000 ( 5,000)				
B	医賠償保険非加入の勤務医 / 廃業B ※1	28,000	9,000				10,000				9,000				
C	医賠償保険非加入の研修医	6,000	2,000				2,000				2,000				
項 通 用 （ 4 条 第 1 項 ）	A①	医賠償保険加入の開設者・管理者	78,000 (66,000)				26,000 (22,000)				26,000 (22,000)				
	A②(B)	医賠償保険加入の勤務医	48,000 (36,000)				16,000 (12,000)				16,000 (12,000)				
卒 疾 病 後 （ 4 条 第 5 項 ） 疾 病 ・ 出 産 育 児 （ 4 条 第 2 項 ） 他 （ 4 条 第 3 項 ）	A①	医賠償保険加入の開設者・管理者	66,000 (66,000)				22,000 (22,000)				22,000 (22,000)				
	A②(B)	医賠償保険加入の勤務医	31歳以上	36,000 (36,000)				12,000 (12,000)				12,000 (12,000)			
			30歳以下	15,000 (11,000)				5,000 ( 4,000)				5,000 ( 4,000)			
A②(C)	医賠償保険加入の研修医	15,000 (15,000)	5,000 ( 5,000)				5,000 ( 5,000)				5,000 ( 5,000)				

※（ ）内は日医医賠償保険料等

（単位：円）

※1 廃業B（平成26年7月1日改定）・・・A会員（A①・A②B、A②C）が閉院や退職等により、将来に亘り日常的な医療行為を行わず、A会員からB会員に会員区分変更を行った場合（以下「廃業」という）で、廃業前の医療行為に起因して損害賠償の請求がなされた場合、廃業後10年間保険が適用されます（死亡退会以外で退会した場合は適用されません）。手続きについては、MAMISからご申請ください。

※2 A②B会員は、4月1日現在の年齢により会費額（日本医師会医師賠償責任保険料）が異なります（平成29年6月25日 第140回日本医師会定例代議員会で承認）。

※3 医学部卒業後5年間の全会員、および、その期間を経過した臨床研修医であるC会員（A②C、C）は、日本医師会会費減免（保険料を除く）（令和7年6月22日 第159回日本医師会定例代議員会で承認）。